

消費者の窓

～第38号～

「消費者ホットライン」

局番なしの ☎188 (土・日・祝)
イヤヤ! 悪質商法

- ・越前市消費者センター
(☎22-3773)
- ・相談日時/
平日:午前8時半～午後5時



平成31年度（令和元年度）消費生活相談の概要

消費生活トラブルの相談件数は871件で、半数以上が60歳以上の高齢者からの相談となっています。また、定期購入トラブルなどのネット通販に関する相談が増加しました。

■相談が多かった商品サービス

1位 商品一般（商品・役務を特定できないもの）

※身に覚えのない架空請求ハガキや封書、不用品の買い取りなど

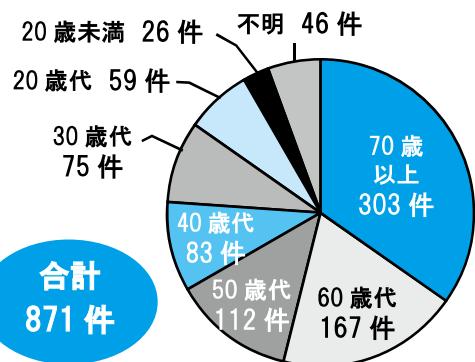
2位 運輸・通信サービス（インターネット関連）

※架空請求メール、情報商材、光ファイバーなど

3位 食料品（特に健康食品）

※健康食品の定期購入トラブルなど

【年代別相談件数】



最近の相談事例

「保険金の手続きをサポートする」と勧誘する住宅修理に注意



「家屋に壊れたところはないか。損害保険を使えば負担なく修理ができる。保険申請も代行する。」と訪問を受けた。申込書をよく見たら「保険金額が見積金額より安くて工事が困難な場合は、30%の手数料を払う」と記載されていたが、手数料の話は聞いていない。

アドバイス

「保険金が使える」と勧誘されても、損害保険金が実際にいくら支払われるのか、また、そもそも保険金が支払われるのかどうか分かりません。まずは、加入先の保険会社や代理店に確認しましょう。

外貨建て生命保険のトラブル



金融機関の職員が自宅に来て「預金を運用しないか」と言われた。将来施設へ入所するための費用だからと断ったが、「心配ない」と勧誘され生命保険を契約した。届いた保険証券を見ると、満期まで20年の外貨建て生命保険で、短期で解約する場合は、高額な手数料がかかることが分かった。

アドバイス

何の商品を契約するのかを書類等でよく確認しましょう。元本割れのリスクもあります。すぐに契約せず、家族や周囲の人に相談するなど落ち着いて検討しましょう。